

大阪府北部地震についての課題等

寝 屋 川 市
平成 30 年 7 月 18 日

【目 次】

1 今回の地震への対応課題及び今後の対応等

【初動期の活動】

- 第1 組織動員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 1 災害時の配備体制の概要
 - 2 初動期の活動状況
 - 3 災害対策本部の活動体制

- 第2 災害情報の収集伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 1 地震に関する情報の収集・伝達
 - 2 初期情報の把握
 - 3 詳細な被害状況等の把握
 - 4 被害状況の関係機関への報告

- 第3 災害広報・広聴活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 1 災害広報活動の実施
 - 2 報道機関との連携
 - 3 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供
 - 4 広聴活動の実施

- 第4 広域応援等の要請・受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 1 応援の要請

【応急復旧期の活動】

第1 指定避難所の開設・運営・・・・・・・・・・・・・8

その他の課題等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

特定の部局における課題と今後の対応等・・・・・・・・・・・・・11

2 公共施設の課題及び総合センターの今後の方針

1 公共施設の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

2 総合センターの今後の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

1 今回の地震への対応課題及び今後の対応等

「平成 30 年大阪府北部を震源とする地震による被害状況等について（報告）」及び「寝屋川市地域防災計画 地震災害応急対策・復旧対策編」を踏まえ、各部局における課題も反映して作成している。

【初動期の活動】

第 1 組織動員

1 災害時の配備体制の概要

【概況】

市は市域内に地震災害が発生した場合に、被害を最小限に留めるための災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。そのため、市長は自らを本部長として、市に「寝屋川市災害対策本部」を設置して職員の職員配備を行い、活動体制を確立するとしている。また、災害の規模や状況に応じて、災害の長期化を踏まえた災害対応職員の交代制を検討するとともに、健康管理への十分な配慮に努めるとしている。

6月18日(月)午前8時45分には第一回災害対策本部会議を開催し、本部長、副本部長及び全本部員が参集した。同時にC号配備（全員参集）となるが、「災害時職員初動参集マニュアル」を理解していない職員が見受けられた。

【課題等と今後の対応等】

課題等	今後の対応等
配備基準を認識していない職員があり、一部参集が遅れた。	「災害時職員初動参集マニュアル」の確認と周知徹底を図る。
地域防災計画の所属部局の所掌事務や心得等について理解を深める必要がある。	平常時から定期的に研修や訓練等を行い、意識づけを行う。
長期化となった場合、過重労働とまらない体制を確立しなければならない。	災害の長期化を踏まえた交代制等を検討する必要がある。

2 初動期の活動状況

【概況】

第一回災害対策本部会議において、公共施設、道路などの被害状況等の情報収集を指示した。

【課題等と今後の対応等】

課題等	今後の対応等
防災主管課及び関係課の間の管理職においては必要な情報共有が図られたが、職員全体においては不十分であるという意見が多く、危機管理体制上では課題となる。	職員全体に対する情報の流れを確立させる手法について検討する必要がある。

3 災害対策本部の活動体制

【概況】

市域で震度5強以上を観測したときはC号配備となり、任期付職員、アルバイト職員、非常勤職員を除く全職員が配備するとしている。

業務継続計画で想定した参集率に対する実際の参集率は以下のとおりであった。

発災からの時間	実際の参集状況 参集割合（パーセント）	業務継続計画 参集割合（パーセント）
1時間以内	73	35.9
2時間以内	78	72.9
3時間以内	80	80.7
6時間以内	83	91.1

【課題等と今後の対応等】

課題等	今後の対応等
電話が通じず職員の安否確認に時間を要した。	共通アプリを導入するなど、災害時の連絡手段を検討する必要がある。
公共交通機関がストップしたことから出勤までに時間を要した。	徒歩による参集可能な距離 17 キロメートル以内に居住することを促進する。

地域防災計画では、各部局が行うべき所掌事務等が明記されているが、研修等を行っていないことなどから、各部局の役割ややるべきこと等が認識されておらず、一部機能しなかった。	各部局の役割等の研修を実施し、その趣旨等を理解するとともに、地域防災計画に基づく、対応マニュアル等を各部局において作成する必要がある。
災害対策本部の動きや他部局の活動等が掌握できなかった。	災害対策本部の動きや他部局の活動等が掌握できる方法を検討する必要がある。
災害対策本部と各班との意思統一及び情報共有が欠けていた。	各班におけるリーダーをメンバーとした体制等の構築を検討する必要がある。

第2 災害情報の収集伝達

1 地震に関する情報の収集・伝達

【概況】

市は防災行政無線、広報車を利用し、又は状況等に応じて地域協働協議会（防災に関する部会）等と連携して、市民に対して地震に関する情報を伝達するとともに、必要に応じて予測される事態とそれに対して採るべき措置について周知するとしている。

6月18日（月）午前7時58分に防災行政無線で「緊急地震速報 大地震です」と伝達した。また自治会長と連携を図り被害状況等の確認及び情報の伝達を行った。

【課題等と今後の対応等】

課題等	今後の対応等
固定電話・携帯電話が通じず自治会長との連絡に時間を要した。	市ホームページやSNS、市アプリなど、様々な媒体の活用を検討する必要がある。
市民に事業中止の周知が困難であった。	
広報車での周知ができなかった。	現場パトロールの際に広報するなど、災害広報の在り方について検討する必要がある。

2 初期情報の把握

【概況】

地震発生後、被害状況の把握及び災害応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、大阪府防災情報システム（O-DIS）により、大阪府を始め関係機関に速やかに伝達するとされている。

枚方寝屋川消防組合や寝屋川警察署などから被害状況の把握等は図れたものの、当初、大阪府防災情報システム（O-DIS）入力が遅れたため、関係機関等への伝達が遅れた。

【課題等と今後の対応等】

課題等	今後の対応等
大阪府防災情報システム（O-DIS）の操作方法を一部の職員しか理解していなかった。	危機管理室の担当職員全員が操作方法を理解する必要がある。

3 詳細な被害状況等の把握

【概況】

災害警戒本部及び災害対策本部の本部員は、被害の程度及び規模等の状況を災害の推移に応じて迅速かつ的確に調査結果をまとめ、本部長（市長）に報告しなければならない。また、災害情報の一元化を図るため、危機管理監を情報掌握責任者として、災害情報の収集、総括及び報告に当たるとしている。

災害対策本部会議及び災害警戒本部会議並びに毎日の報告書等を通じて本部長に調査結果等を報告した。

【課題等と今後の対応等】

課題等	今後の対応等
被害状況の確認など被害調査の交代要員がおらず業務が集中した。	マニュアルの策定や部局間の応援体制、研修等の実施により、体制の確立及び技術面・知識面の向上を図るよう検討する。

4 被害状況の関係機関への報告

【概況】

本部事務局班は、収集した被害状況のうち、必要なものを整理して、関係機関等に連絡する。また、情報の正確さを期するため関係機関等の情報を相互に交換するとしている。

寝屋川警察署等が発災後危機管理室に参集しており、情報の提供・共有が図られていたが、それ以降の情報の提供等が不十分であった。

【課題等と今後の対応等】

課題等	今後の対応等
関係機関から定期的に情報提供するよう要望があった。	庁内部局及び関係機関に統一的、定期的に情報提供できるような体制とルール化を進める必要がある。
関係部署に対して同じ内容の状況照会があり時間を取られた。	

第3 災害広報・広聴活動

1 災害広報活動の実施

【概況】

市は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報誌（紙）の掲示など、各段階に応じて多様な方法により被災者の必要性に即した広報活動を実施する。また緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発するとしている。

市ホームページを通じて情報の発信を行った。

【課題等と今後の対応等】

課題等	今後の対応等
被害状況など、市民への情報提供が他市に比べ遅かった。	危機管理室等と広報班が連携し、的確な情報発信を行う必要がある。
避難所にいる方や障害者、高齢者に様々な情報を伝える必要がある。	インターネットの環境がない方への情報の伝達手段等を検討する必要がある。

2 報道機関との連携

【概況】

市、府を始め防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施している。

【課題等と今後の対応等】

課題等	今後の対応等
各報道機関からの問い合わせが多かった。	報道機関専用ダイヤル等の設置を検討する。

3 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供

【概況】

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集伝達や市民への支援・サービス情報を確実に伝達している。

民生委員に高齢者等の安否確認を依頼した。

【課題等と今後の対応等】

課題等	今後の対応等
民生委員に安否確認を依頼したが、安否の結果を確認できていない。	異常があれば連絡ということではなく、能動的に情報収集できる体制を確立していく必要がある。

4 広聴活動の実施

【概況】

被災住民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話を備えた総合相談窓口を開設するなど、積極的な広聴活動に努めている。

発災後、速やかに電話（6本）を設置し、各種問い合わせに対応した。

【課題等と今後の対応等】

課題等	今後の対応等
市民相談に対する対応マニュアルがなかった。	市民相談の対応マニュアルを作成する必要がある。

電話班に設置したホワイトボード1台では情報を記入等できず、対応に苦慮した。	ホワイトボード等を増やすなど、情報を共有できる体制を検討する必要がある。
災害対策本部と危機管理室、電話担当の部屋が別々に離れており、相互の情報共有が不十分であった。	災害対策本部や危機管理室、電話担当の部屋の一体化を検討する必要がある。

第4 広域応援等の要請・受入れ

1 応援の要請

【概況】

本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、知事又は指定地方行政機関の長に対して応援を求めるとしている。

大阪府危機管理室に、り災証明書発行手続について職員派遣依頼を行い、関西広域連合と鳥取県倉吉市から職員派遣の支援を受けた。

【課題等と今後の対応等】

課題等	今後の対応等
応援要請のタイミングや的確な要請依頼が難しい。	災害時の受援体制をあらかじめ整備する必要がある。

【応急復旧期の活動】

第1 指定避難所の開設・運営

【概況】

市は、地震の発生及び二次災害の発生により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難を必要とするものを、一時的に受け入れることのできる指定避難所を指定し、開設するとしている。また避難生活が長期にわたることが予測される場合には、運営委員会の設置を推進するとしている。

自主避難所として、6箇所のコミュニティセンターを開設した。

【課題等と今後の対応等】

課題等	今後の対応等
避難所開設・運営マニュアルについて、職員の理解が不足している。	職員に研修を実施する必要がある。
自主避難所には備蓄品がない。	平成30年度に配備する。
避難者が少数の場合は、職員が対応することになるが、長期にわたる場合には、職員配置が困難である。	避難所運営の体制を検討する必要がある。
自主避難所においては、ペットと同伴で避難できない。	自主避難所においてペット同伴避難者の対応を検討していく。

その他の課題等

【課題等と今後の対応等】

課題等	今後の対応等
発災後における行動計画を取りまとめる必要がある。	業務継続計画の「個別目標開始時期」(タイムライン)を整理(見直し)する必要がある。
災害対策本部が設置され、職員の動員がかかる場合で、かつ大規模な災害でない場合の通常業務の在り方をどうするか。	体制の在り方を検討する必要がある。
現場活動等の災害に対応するため、職員へ防災服等を貸与する必要がある。	防災服等の貸与についての検討が必要である。
議会の本会議や常任委員会等の会議に、防災服を着用して出席することが認められるのか、明確ではない。	災害対策本部又は災害警戒本部が設置されている場合などには、防災服を着用して出席できるよう、議会と調整を図る。
災害対策本部事務分掌中、例えば、り災証明書受付や被害認定調査など主担部局等の見直しが必要である。	全体の応援体制や所掌事務を勘案するなど、地域防災計画の見直しの際に検討する必要がある。
応援体制の見直しが必要である。	
今回の震度と被害状況を参考に、参集基準の見直し(引き下げ)を行う必要がある。	
税の減免等の可否を決定する所管が、り災証明の判定することの良否の検討が必要である。	
災害発生時における契約方法等の在り方について整理する必要がある。	随意契約によることができること(見積合わせを要しないこと)を前提に、契約事務を適正に遂行することについて周知徹底を図る必要がある。
公用車の災害時の運用がルール化されていないため、公用車が使用できない場面があった。	ルール化を検討する必要がある。
出勤困難者や帰宅困難者により駅の混雑が発生していた。	駅前の公共施設等において一時的な避難所を検討する必要がある。

市見舞金制度や減免制度の在り方について整理する必要がある。	市見舞金制度や減免制度の趣旨を踏まえ、他市の状況等について調査する必要がある。
-------------------------------	---

特定の部局における課題と今後の対応等

■財務部（災害対策本部事務分掌に関すること）

課 題 等	今後の対応等
<p>災害対策基本法第 53 条第 1 項に基づく「人的・住家被害調査」と、災害対策基本法第 90 条の 2 等に基づく「り災証明発行に伴う被害認定調査」が職員の中で混同されていた。</p>	<p>職員に対し、「人的・住家被害調査」と「り災証明発行に伴う被害認定調査」の違いを明確に理解させる必要がある。</p>
<p>「人的及び住家被害調査の実施」については、「財務部災害時所掌事務マニュアル」に基づき調査体制を組んで調査を実施したが、調査対象範囲が錯綜していたため、地域防災計画の事務分掌に応じた調査内容となるよう、整理が必要である。</p>	<p>り災証明書交付申請件数からみて、的確に市内の住家被害の状況が把握できていたかの検証が必要である。 被害調査担当分担など、調査における所掌事務の周知徹底が必要である。</p>
<p>各中学校区の住家被害調査を実施したが、実質的に発災当初のみの実施となり、その後は被害認定調査に追われることとなったことなど、人的・住家被害調査についての認識が不十分と感じた。</p>	<p>人的、住家被害の早期の迅速的確な把握は、消防機関や自衛隊による救出・救助や医療救護体制等による人的被害の抑制、その他重要な災害応急対策の迅速な実施に直接影響する最重要事項であるため、実施体制について検討が必要である。 人的・住家被害調査と被害認定調査の実施にあたっては、応援体制の整備を明確にするとともに、体制の確保のため、主担となる部局を別部局として対応することを検討すべきである。</p>
<p>災害対策基本法第 90 条の 2 等に基づく「り災証明書の交付並びにこれに伴う被害認定調査」の実施についての実施体制の充実が必要と思われる。</p>	<p>り災証明書交付申請受付及び交付事務については他部局の応援により行うとともに、税務室が中心となり財務部として被害認定調査（約 300 件）を実施したが、膨大な労力が必要であり、迅速、的確な実施のため、人的・住家被害調査と同様に部局の応援体制や、建築士会との協定による協力、広域応援についてあらかじめ計画しておく必要がある。</p>

<p>調査班の業務について、り災証明事務や電話対応等、直前に調査手法等の研修があったものの、事前知識の習得がないまま業務に当たることとなり、適切な対応がとりづらい場面が散見された。</p>	<p>建築・土木の知識を持つ職員によるフォローアップ等、横の連携のあり方や役割分担の明確化を図る必要がある。り災証明書交付申請受付、被害認定調査の実施、証明書の交付までの一連の事務について円滑に進めるため、応援部局の職員も含めた研修を継続的に実施するとともに、マニュアルの策定が必要である。</p>
<p>り災証明書受付、市民からの電話対応に係る業務量や被災家屋の認定調査等において、財務部単独で行うのは困難であり、他部局の応援が必要となった。被害認定調査、り災証明の発行にあたっては、建築等の専門知識と、制度内容に精通した人材が必要であると感じた。特に今回より大きな地震が発生した場合、ノウハウのないまま対応すると人命に関わる事態となる可能性がある。</p>	<p>人的・住家被害調査または被害認定調査のどちらかを他部局へ移管することが望ましいが、困難であればり災証明申請受付・認定調査・判定・発行までの流れを区分し、細分化による所管部局の設定など、一定の整理が必要である。</p>
<p>り災証明の受付以前から、被害認定調査を開始したことにより、調査対象が精査されないまま実施することとなった。</p>	<p>り災証明に関わる事務の流れを明確にするとともに、適切に対応できるようマニュアル等の整備が必要である。</p>
<p>災害対策本部が設置され、動員がかかる場合は窓口業務の縮小が必須であり、その判断を明確にする必要がある。今回の地震においては、他部局の窓口が通常どおり対応している中、税部門など財務部のみ縮小するという判断はできなかつたため、災害対応にかかる人員確保が困難であった。</p>	<p>災害時は、割り切って通常業務を縮小し、災害対応に専念できる体制が必要である。他部局の窓口業務が通常どおり行われる状況にあるならば、他部局からの応援が迅速に行われるよう、応援体制を明確にする必要がある。</p>
<p>今回の調査班の業務量から考えると、災害等の状況によって業務の縮小だけでは対応できないことから、避難班への応援要員の確保が困難であった。</p>	<p>調査班の所掌事務を完結させるためには、避難班への応援職員の配置を見直す必要がある。</p>

<p>災害への対応は、早期に方向性を決定する材料を揃える必要があり、また、本部と各班の意思統一及び情報共有に欠けていたと思われることから、本部会議のみならず、実行班となるメンバーを収集したチームづくりが必要である。</p>	<p>部長級による本部会議だけでなく、各対応班におけるリーダーをメンバーとした体制を構築すべきである。 義援金等日々変化した府内各市の状況やそのことによる市民対応が速やかに行えるよう、本部等設置期間においては、各日午前・午後に連絡会議等を実施し、情報共有を行うべきである。</p>
<p>地震災害と大雨被害等、被災の要因となる危機事象が重なる場合の体制整備が必要である。</p>	<p>地震の発生に伴うり災証明に関する被害認定調査等が継続している中で、大雨による緊急即応体制の設置等がなされたが、一部の部局及び職員に業務が集中したことから、配備体制の更なる検証が必要である。</p>
<p>災害対策本部と所掌事務の関連性について</p>	<p>地域防災計画では、災害対策本部が設置された時の各部局の所掌事務が示されているが、り災証明手続き、被害認定調査が継続している中で、対策本部が解散した時の事務分担について整合性を図る必要がある。</p>

■まち政策部（災害対策本部事務分掌に関すること）

課 題 等	今後の対応等
<p>調査班における「8. 人的及び住家被害調査の実施及び総括並びに本部への報告に関すること」の体制、窓口、行動、報告が整っていないため、住宅に関する通報の内容が整理されず、住家の屋根や外壁の一部損壊などの通報の現場対応が都市計画室に集中した。（本来の事務分掌は、調査班から引き継がれる空き家や倒壊家屋の対応）そのことから、部内応援をして、最大9班2名体制で現場対応（コーン設置・対応記録等）を行ったため、所管が行う地震対応が迅速にできなかった。 地域防災計画の確認が不十分で、所掌</p>	<p>地域防災計画における所掌事務において、各部における対応準備、訓練を実施するなど、災害時所掌事務マニュアルの実施体制における実施項目について、具体的に誰がどのように、何をするのか等の行動プラン作成し、毎年4月の人事異動後、各職員に周知徹底が必要である。 異動等があった場合、年度初めに地域防災計画の所掌事務の確認やロールプレイングを実施するなど、緊急事態に備える必要がある。</p>

事務を熟知できておらず、初動期の対応に遅延を生じた。	
都市計画室において、通常業務として空き家等の対応を行っているが、市民が住んでいる住宅が被災した物件も都市計画室に通報が廻され、現場対応や安全対策に人員不足が生じた。	調査班による初期対応を徹底し、空き家と思われる建物のみ、都市計画室で対応することにより、部内で人員確保し安全対策や建物所有者の調査や連絡を速やかに対応することができる。

■環境部

課 題 等	今後の対応等
収集運搬する罹災ごみの品目範囲・方法の決定に時間を要した。	通常的一般家庭ごみ収集品目以外の罹災ごみについても、予め収集方法・処分先を決定しておく。
環境部が保有する車両、機材では収集運搬できない重量物や倒壊のおそれのあるブロック塀等への対応について検討が必要である。	市民が契約した建設業者等及び市内事業者自らが罹災ごみをクリーンセンターに持ち込む際、受入れ方法を事前に決定しておく。
市内事業所の罹災ごみ受け入れについて、ルール確定に時間を要し、対応が遅れた。	市民が契約した建設業者等及び市内事業者自らが罹災ごみをクリーンセンターに持ち込む際、受入れ方法を事前に決定しておく。
さらに大規模な災害時では、廃棄物の仮置場の指定・管理が必要であり、環境部における避難所対応の人員を廃棄物対応に充てる必要があり避難所対応は、他部局の応援が必要である。	市内全域の一般家庭等の被災状況をできるだけ早急に把握（予測）し、本部からの情報提供を受ける。なお、環境部割り当ての避難所対応については、発災後、数日間に対応可能であるが、それ以降は、防災計画の見直し時に危機管理室と協議した通り、他部局の応援人員を事前に決定しておき、速やかに環境部へ連絡する必要がある。

■健康部

課 題 等	今後の対応等
関係機関等の情報収集手段として、各病院、3師会等に災害用電話を設置しているが、地震発生直後から午前中にかけて通話できない状態となった。	災害時に有効な通信網を整備し、災害時における情報収集等の連絡手段の確保について各医療機関や危機管理室と協議の必要がある。
医療対策本部の設置時に連携が必要となる3師会の緊急連絡先の把握ができていなかった。	市と3師会及び病院協会が共通の緊急連絡名簿を作成することで迅速な災害時の医療体制の設置につなげる。なお、当該名簿は、毎年度更新したうえで、相互に保管する。
健診や健康教室等の事業実施時に災害が起こった場合、市民の避難誘導を実施できるか不安があった。	事業の実施時に災害が発生した場合を想定し、職員への避難誘導訓練を実施する。

■福祉部

課 題 等	今後の対応等
福祉避難所の被害状況、受入可能人数の確認等を行ったが、電話が不通となった場合の対応等を決めておく必要がある。	福祉避難所の開設から運営に至るまでの体制等を確立する必要がある。

■こども部

課 題 等	今後の対応等
市立・民間全保育所の開所状況や被害状況の把握に4時間以上の時間を要した。	震度4以上の地震の場合は、開所状況や被害状況を各保育所から保育課にメールやFAXで速やかに報告する体制を整える。
電話により、保育所等の被害状況の確認を行ったが、児童の安否確認のための保護者等からの問合せが殺到する中で連絡がつかず、把握に時間を要した。	地震発生時に市立・民間を問わず各保育所のホームページなどを活用し、保育所に登所している児童の安否情報等を発信することで可能な限り電話の混雑を緩和する必要がある。

市立保育所において、ガス復旧の遅れがあり、一部時間通りに給食が提供できなかった。	市立保育所には、災害時対応のため、カセットコンロが2台確保されているが、時間通りに給食を提供できるよう、必要数を再度検証し、確保する必要がある。
--	--

■上下水道局

課 題 等	今後の対応等
地震時の危機管理体制、非常時参集マニュアルでは、下水道職員は水道事業における給水班として組織されており、被害が大きな大規模地震が発生した場合、下水道施設の被害状況の把握などの初動業務が行えるか懸念される。 下水道事業BCP計画の策定が急がれるもとの、市全体の危機管理体制を踏まえた、人員体制や役割分担、タイムラインなどを検討する必要がある。	下水道BCP策定に際して、上下水道局内や危機管理室等関係課と意見交換を行いながら、水道、道路等の他のインフラ施設も含めた被災時タイムラインを考慮し、優先順位と体制を検討する。

■学校教育部

課 題 等	今後の対応等
市立小・中学校においては、学校防災計画にそって、グラウンドで児童生徒の出席確認の後、施設等の安全確認を行い、校舎に移動させるなどの対応が行えた。しかし、今後、更に想定外の地震が発生した際の対応が課題である。	想定外の地震発生に対し、国等の対応基準等を情報収集し対応策を講じるとともに、校園長会へ適切に指示していく。
各小・中学校では、地震による被害状況とその後の対応（給食提供等）に差異が生じた。また、ブロック塀など全学校施設の現場確認等に時間を要した。	迅速な現場調査や復旧作業を行うための他課の応援体制等の再確認、また、緊急時の給食提供についての迅速な材料確保等についてルートを構築する。

■社会教育部

課 題 等	今後の方向性（改善策）等
留守家庭児童会の職員が公共交通機関の乱れにより、職員の出勤時間に遅れが生じ、留守家庭児童会全体の職員体制の把握に時間を要した。	地震発生時の混乱時においては、職員の出勤状況の迅速な把握を図り、個々の留守家庭児童会で職員が不足しないように、全体の中で適切な職員配置のシステムを構築する必要がある。

2 公共施設の課題及び総合センターの今後の方針

1 公共施設の課題

平成 30 年 6 月 18 日の発災直後から、各部局に対し所管施設の被害状況の確認・報告を指示。随時、情報収集を行い、全庁的な被害状況の把握に努めた。

公共施設等全般として、ガラスの破損、天井の損傷、外壁・内壁の亀裂、ブロック塀の損傷等、市民の安全確保、施設の防犯対応のため、緊急修繕などに取り組んだところであるが、施設の倒壊等の甚大な被害は免れることができた。

当該措置はあくまで現状復旧であり、今後、非構造部材の耐震化など、施設の在り方について整理・検討する必要がある。

以下、今回の地震により明らかになった課題について報告する。

① 防災拠点としての本庁舎機能

発災直後から災害対策本部を設置し、被害状況等について関係機関からの情報収集及び情報管理、市民からの被害通報等への対応、被害調査及び報告等に努めたところであるが、災害対策本部や危機管理室、電話担当の設置場所が分散されており、防災拠点としての在り方や場所の確保が課題となった。

特に、今回の地震においては、甚大な被害を受けることが無かった反面、市民サービスを維持するため、平常どおり業務を遂行したことから、会議室等の部屋の不足が明白となった。

今後、本庁舎の狭隘化対策を早急に取り組む必要がある。

② アスベスト対策

今回の地震により、各公共施設等において被害が発生したところであるが、総合センターにおいては、天井が損傷し、改めてアスベスト対策を行わなければならない状況となった。

総合センターにおいてアスベスト気中濃度調査を実施した結果、アスベ

トの飛散は見られず安全は確認されたものの、今後、同規模以上の地震が発生した際に、非常に憂慮される事態が予測される。

他の施設は、被害が無いことを確認した上で、市民・職員等の安全・安心を確実なものとするため、現在、気中濃度調査を行っている。

③ブロック塀の安全確保

他市における建築基準法施行令の高さ制限を超えるブロック塀倒壊による事故を受け、市においても各公共施設のブロック塀の安全点検を行った。

発災当初の緊急目視点検においては、2施設において高さ制限を超えるブロック塀を、また、19施設において亀裂などの損傷があることを確認した。

その後、詳細な点検を行ったところ、最終的にひび割れ、傾きなど危険性のある施設（不適合重複含む）が19施設、建築基準法施行令に不適合な施設は29施設であった。

市民の安全確保のため、危険性のあるブロック塀及び法令不適合なブロック塀の改修が課題となっている。

今後、危険性のあるブロック塀については早急に改修工事に取り組むとともに、不適合のものについても今年度中に改修工事に取り組む。

④各施設の被害状況等の個別計画への反映

平成28年度に策定した「公共施設等総合管理計画」に基づく「個別計画」の策定を進めているところであるが、今回の地震被害を踏まえ、非構造部材の耐震化の検討、アスベスト対策の再検討など、各施設の今後の在り方を明確にするに当たってどのように反映させるかが課題となっている。

今回の地震により再認識した課題や新たに明らかになった課題などについて、詳細に分析・検証した上で、これまでの認識等を大きく転換し検討が必要な内容、根本的かつ早期の解決について検討が必要な内容もあることから、全庁的に再検討の上、個別計画の策定に取り組む必要がある。

2 総合センターの今後の方針

総合センターは、築 50 年近く経過し今後長期的に使用していく可能性が低い建物である上、市内の公共施設の被害が総合センターに集中した。

今後、総合センターを継続して使用する場合には、次の事項が課題となる。

- 同程度の地震でも、今回以上の被害の危険性があること。
- 被害があれば、アスベストに対する措置が必要であること。

いずれにしても、総合センターの在り方について、抜本的に検討する必要があると考える。

